

2011年1月19日

消費者庁長官 福嶋 浩彦 様
消費者委員会委員長 松本 恒雄 様
厚生労働大臣 細川 律夫 様
食品安全委員会委員長 小泉 直子 様

「食の安全・市民ホットライン」
代表 神山美智子
〈公印省略〉

要 請 書

食品事故の被害者から下記のような苦情が寄せられました。販売者の(株)ライフコーポレーション・ライフ川崎御幸店、製造者・(株)海成<卸(株)マルナミフーズ>や、当該の保健所が、被害者に対してとった対応は、食品にかかわる事業者や行政組織として不適切です。また、それぞれの事業者と行政担当者がとった事後処置は、食品事故の再発を防ぐための対処として過去の教訓に学んでいません。事業者および当該保健所に対する、指導・監督をされるよう要請します。

「食の安全・市民ホットライン」では、食にかかわる不具合を、消費者の皆さんから通報してもらい、それをネット上に公表しております。食べ物の不健全な供給を正して、消費者の命と健康を守ることが目的です。

先般、(株)海成が製造<卸(株)マルナミフーズ>し、「(株)ライフコーポレーション・ライフ川崎御幸店」が販売したエビ（パン粉つき、フライ用）による体調不良事故にかかわる苦情が被害者から寄せられました。「食の安全・市民ホットライン」では、その批判の内容を検討し、「被害者のご主張にも一理ある」と判断して、ホットラインのホームページに掲載いたしました。

(<http://www.fsafety-info.org/index.html>)

今回の事故の対処には、下記のような問題点があります。

(1) 製造元の「(株)海成」<卸(株)マルナミフーズ>は、被害者から当該食材の提供を受け、原因の究明を試みてはいる。しかし、被害者に原因や経緯を詳しく説明することもなく、被害者が納得する誠意ある対応を行っていない。

(2) 販売者である「(株)ライフコーポレーション、ライフ川崎御幸店」は、製造者とともに原因究明をすべきところ、「(株)海成」だけにその任を負わせた。また、再度の問い合わせに、「あれから調べようとしたけれど、もう検体がないので、結局何かが入っていたのは確かですが、どういう経緯でたどり着いてしまったのか調べようがないですね・・・」と答えた。原因究明が「検体がないため不可能」であるかのように主張するなど誠意がなく、販売者としての責任と配慮に欠けている。

(3) 2008年に発生した、農薬が混入された中国産ギョウザ中毒事件の教訓からは、事業者と行政当局の、事故へのいち早い対処と、組織を越えた情報の共有が重要であるとの教訓が得られた。これがありながら川崎市保健所は、被害者から事情説明や相談を受けても適切な対応をしなかった。

本来、川崎市保健所は、事業者から報告を求め指導・監督するとともに、製造者の業務を管轄している東京都保健所に連絡し、商品の回収を指示するなど事故の拡大を防ぎ、類似事故の未然防止に努めるべき立場にあった。

こうしたことから、私たち「食の安全・市民ホットライン」は、消費者庁、消費者委員会、厚生労働省、食品安全委員会に対して次のように要請します。貴・省庁の対処の仕方を 1 月 31 日（月）までに、文書でご回答下さい。

記

中国産ギョウザ中毒事件（2008 年）の教訓からは、いち早い対処と、組織を越えた情報の共有が重要であるとの教訓が得られました。しかし、当該の事業者や保健所は、これを踏まえた対処をしておりません。

貴省庁は、これらを正し、今後このような事故が起こらないよう、また、事後の対処が適切に行われ、事故の拡大が阻止できる体制を組むよう、当該の事業者および保健所に対する、指導・監督を徹底されるよう要請します。

参考資料

被害者からのメール（2011 年 1 月 14 日、および 1 月 18 日付け）要約

2010 年 8 月 26 日、ライフ川崎御幸店で購入したエビ（パン粉つき、フライ用）を、自宅で揚げて食したところ、吐き気、舌先が痺れるような苦味、少し頭がボーっとする、などの症状が出た。すぐに、ライフと製造元(株)海成<卸(株)マルナミフーズ>に連絡した。

来宅のライフ担当者は、試食したエビフライを吐き出した。後日、ライフの店長代理と製造元(株)海成の T 氏が詫びに来られた。

(株)海成の T 氏は調べるとの事であったが、10 月 27 日に「非イオン性界面活性剤の反応がみられた」と報告があったきりである。再度の問い合わせに、(株)ライフコーポレーションの K 氏は「あれから調べようとしたけれどもう検体がないので、結局何かが入っていたのは確かですがどういう経路でたどり着いてしまったのか調べようがないですね・・・」と誠意のない対応をした。

川崎市幸区の保健所に出向き、その旨を話したが「それを調べるのは困難で無理です」とはっきり断られた。

業者に言っても行政に言っても、何の回答もない・・・と腑に落ちません。

連絡先

1) 「食の安全・市民ホットライン」東京事務局

「食の安全・監視市民委員会」事務局内

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207 日本消費者連盟気付

電話 03-5155-4765 Fax 03-5155-4767 E-mail office@fswatch.org

2) 「食の安全・市民ホットライン」全国事務局

美作大学大学院山口英昌研究室気付

〒708-8511 岡山県津山市北園町 50

email : yamaguch@mimasaka.ac.jp